

会長声明

2007.6.12～7.12

大和都市管財の全被害者の早期救済を求める声明

大阪地方裁判所は、平成19年6月6日、大和都市管財国家賠償請求事件について、国の賠償責任を認める判決を下した。

上記判決は、詐欺的商法を行っていた大和都市管財の実態を、監督権限を有する近畿財務局が早くから把握しており、平成9年の時点においては、大和都市管財が資本欠損に陥って、自転車操業状態にあり、短期間のうちに同社が破綻する危険が切迫している事態を容易に認識し得たにもかかわらず、同社に対する帳簿類の検査や預貯金口座の検証など必要不可欠かつ基本的な調査を怠ったまま、同年12月21日に同社の抵当証券業規制法に基づく更新登録をしたことにより、平成10年以降に同社から抵当証券を購入した原告らに被害をもたらしたことを明確に認定した。

身体被害の場合に国家賠償法上の責任を認めた最高裁判決はあるが、大規模な財産被害については、たとえ監督官庁の怠慢が被害を拡大させたとしても、国の賠償責任を認めた例はこれまでなかった。しかし、上記判決は、大和都市管財については、単なる抵当証券のリスクを超えた詐欺的商法による被害であり、その実態を知り得た近畿財務局のみが被害拡大を防止できたとし、「具体的事情の下において、当該規制権限の不行使が許容される限度を逸脱して

著しく合理性を欠くと認められ、その不行使により国民の受けた被害を当該国民のみに負担させるのが損害賠償制度の根幹をなす損害の公平な分担の見地からもはや許容し得ないようなときには、当該規制権限の不行使は、当該損害を受けた者との関係において、国賠法1条1項の適用上違法となるものと解すべきである。」と判示して、金融商品購入による被害であっても、自己責任を制度的に問えない事態に対して、情報を独占している国が責任を負うべき場合があることを正面から認めたものであり、司法による被害者救済の機能を高めた画期的な内容である。

当会は、被害発生当初の平成13年4月、当会主催による被害者説明会を開催して、弁護団の立ち上げを支援してきた。

国においては、本判決を真摯に受け止め、本件原告のみならず全国で1万7000人以上、被害総額は1100億円とされる大和都市管財の全被害者の早期救済を図るための措置を早急に講ずることを強く要請する。

2007年6月12日
東京弁護士会会長 下河邊和彦

教育関係三法「改正」法案について慎重審議を求める会長声明

学校教育法、地方教育行政組織法、教育職員免許法など教育関係三法改正のための審議が、参議院文教科学委員会で大詰めを迎えている。15日の中央公聴会開催後に採決の運びとも伝えられているが、改正法案には、以下のとおり、見過ごすことができない問題がある。

改正法案では、新たに10項目にわたる義務教育の目標が設けられ、「我が国と郷土を愛する態度」（学校教育法21条3号）など、国や地方公共団体が本来その内容を一義的に決定するには適さない、多様で多義的なことがらが掲げられている。しかし、義務教育の目標がこのような形で学校教育法に定められた場合には、本来多様であるものが、公の立場からする一義的なものとして、教育の現場では子どもに教えられて、その結果、子どもが自主的自律的に、一人の人間として成長発達して、自己の人格を完成実現させていくことを妨げ、子どもにとっての学習権の保障に反することになりかねない。

次に、改正法案は、新たに教員免許更新制度を導入するとともに、任命権者による「指導不適切教員」の認定制度を設けるなど、人事管理の厳格化を企図している（教育職員免許法、教育公務員特例法）。しかし、この新制度は、不適切教員を排除して、その質を向上させるものとして機能するよりも、免許管理者・任命権者の意向をより重視する教員をつくり出すことになりかねず、教員と子どもとの直接的教育的な関わりを困難にするものであって、子ども

の学習権保障を疎かにしかねないものである。

さらに問題は、改正法案が学校評価制度（学校教育法42条）を導入する点である。わが国の教育現場において、子どもの人権が侵害されている背景には、教員への強い管理統制によって、子どもの個性に応じた多様な教育が困難になっている現状や、教育の場における過度の競争による子どもへの強いストレス等があることは、国連子どもの権利委員会の総括所見においても指摘されているところであり、当会の「子どもの人権110番」に寄せられる相談においても、つとに確認されているところである。学校評価制度は、学校間、そして学校内における競争の激化により、教員への管理統制の強化と子どもへの強いストレスの負荷をもたらし、子どもを一層追いつめ、いじめなどの重大な人権侵害の状況をさらに深刻化させかねないものである。

以上のとおり、教育三法「改正」法案には、子どもの学習権の保障をそこない、人権侵害の状況を一層深刻なものにさせかねないという問題がある。

当会は、このままでの改正法案の成立には強く反対するとともに、参議院においてこれらの問題点の解消のため、慎重な審議を強く求めるものである。

2007年6月12日
東京弁護士会会長 下河邊和彦

イラク特措法 2年延長改正法成立に対する会長声明

昨日、本年7月末日かぎりで期限切れとなるイラク復興支援特別措置法（イラク特措法）を2年間延長する改正法が、参議院本会議において与党などの賛成により可決成立した。これは、2006年7月に陸上自衛隊がサマワから撤退したのちもなお、自衛隊の活動を継続させることに法的根拠を与えるためのものである。

当会は、過去4回にわたって発してきた会長声明において、イラク特措法そのものが国際紛争を解決するための武力行使及び他国領土における武力行使を禁じた憲法に違反するおそれ強いこと、また、イラク全土が戦闘地域化しているのに自衛隊をイラクに駐留させることは非戦闘地域における自衛隊の活動を予定したイラク特措法に抵触する疑いがあること、などを指摘した。

イラク問題については、イラク侵攻を正当化する理由とされた大量破壊兵器の存在やフセイン政権とアルカイダとの結びつきにはいずれも根拠がなかったことが明らかになっており、多国籍軍に加わった国の多くがイラクから撤退している。

しかるに、日本政府は、テロや戦闘が続くバグダッドへの、航空自衛隊による多国籍軍の軍人・兵士等の輸送を行ってきたことを認めており、これは非戦闘地域での活動を想定したイラク特措法そのものに違反する行為であるばかりか、その他の自衛隊の活動内容については全容が明らかにされない等、イラクにおける自衛隊の活動は、多国籍軍の武力行使と一体化されている可能性が強く、憲法に違反する疑いが極めて強いものである。

このように、イラクにおける自衛隊の活動を認めるイラク特措法は、違憲の疑いが極めて強いものであり、イラク特措法を2年間延長する改正法案が可決成立したことは、極めて遺憾と言わざるを得ない。

当会は、これからも自衛隊の即時完全撤退及びイラク特措法の廃止を求め、取り組みを続けるものである。

2007年6月21日
東京弁護士会会長 下河邊和彦

教育関係三法「改正」法成立に対する会長声明

昨日、学校教育法、地方教育行政組織法、教育職員免許法などの教育関係三法「改正」法が、多くの問題を先送りしたまま成立した。

当会では、教育三法の改正が、かえって、子どもの学習権の保障に反することになりかねず、いじめなどの重大な人権侵害の状況をさらに深刻化させかねないなどの重大な問題をはらむものであるとして、慎重な審議を求めてきたところであるが、当会が特に表明した問題を含め、衆議院で11項目、参議院では22項目にも及ぶ附帯決議がなされたことが、その拙速に過ぎることを示しており、誠に残念である。

特に、附帯決議が指摘する、不適切教員の認定には公正かつ適正な認定が行われるよう努めること（衆議院）、各学校が、多様な子どもの実態や地域の状況を踏まえた創意工

夫ある教育課程の編成を通して、学校種ごとの目標を達成できるようにすること（参議院）、教員の多忙化を解消し、子どもと向き合う時間を増やすなど教育の充実のため教職員定数の改善に努めること（参議院）、学校評価の結果が学校の序列化につながらないように留意すること（参議院）などの諸問題について、運用面に任せられるだけに留まったことについては、大きな危惧を抱かざるを得ない。

当会は、今後も、これらの点を含めて、「改正」教育三法の施行細則の制定やその運用において、子どもの学習権が保障され、かりにも教育現場における人権侵害という事態を引き起こすことのないよう、取り組みを続けるものである。

2007年6月21日
東京弁護士会会長 下河邊和彦

犯罪被害者等参加制度関連法成立に対する会長声明

昨日、犯罪被害者および遺族（以下「犯罪被害者等」という。）の刑事手続参加制度の新設を含む「犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事訴訟法等の一部を改正する法律」が成立した。

当会は、犯罪被害者等が刑事裁判手続に当事者として直接参加する制度については、必ずしも犯罪被害者等の救済・支援にならないばかりでなく、近代刑事司法の理念に反し、刑事裁判における被告人のための憲法上の適正手続保障をないがしろにする懸念があり、またこのような被害者参加制度を想定していない裁判員制度の裁判員に過度に影響を与えてしまう虞があるとして、強く反対してきたものであり、にもかかわらずこの法律が成立したことは、誠に遺憾である。

この当会の指摘は、参議院法務委員会での附帯決議が、①当事者主義の理念を前提とすること、②過度の報復感情

や重罰化を招かないこと、③被告人の権利の適切な保障などに配慮した公正かつ適正な運営、④実施時期が近接する裁判員制度において特に被害者参加人による量刑に係る意見については裁判員が被害者参加制度の趣旨を十分に理解することができるよう配慮することを、政府及び最高裁判所に対して求めていることにも如実に表れている。

当会は、法案提出及び衆議院可決の際にもそれぞれ反対の声明を発表したところであるが、今回の犯罪被害者等参加制度関連法の成立を受け、あらためて、上記附帯決議が指摘する運用の徹底と、当会がこれまで指摘した問題点についての制度の不断の見直しを、今後とも制度施行の前後を問わず求めていくものである。

2007年6月21日
東京弁護士会会長 下河邊和彦

弁護士が果たす役割について市民の理解を求めるとともに、 弁護活動の自由の保障の確保に関する声明

現在広島高等裁判所で、最高裁判所から差し戻された、山口県光市で当時18歳の少年が主婦と長女を殺害したとされる、いわゆる「光市母子殺人事件」についての裁判が行われています。

この事件の裁判に関しては、さきに日本弁護士連合会あてに「元少年を死刑に出来ぬのなら、元少年を助けようとする弁護士たちから処刑する。」「裁判で裁けないなら、武力で裁く。」などと記載された、同事件の弁護団を脅迫する書面が届いていたのに続いて、今月になってから朝日新聞社および読売新聞社、そして主任弁護人が所属する法律事務所あてにも同様の脅迫文が届いたとのこと。

弁護団の弁護活動に対するこのような脅迫行為は、憲法37条3項が「刑事被告人は、いかなる場合にも、資格を有する弁護人に依頼することができる。」と定めている、被告人が弁護人の援助を受ける権利を否定し、また国連犯罪防止会議で採択されている「弁護士の役割に関する基本原則」にも反するものであって、断じて容認できないものです。

価値観が多様化し、利害もまた鋭く対立する現代社会において、自由な言論を基に、基本的人権の擁護と社会正義の実現をめざす弁護士の役割は、民主主義の基盤として、その重要性をますます増しています。しかし同時に、このような弁護士の活動に対する妨害や脅迫や干渉、さらには

暴力の行使も絶えることはありません。

そのため、国連の上記基本原則16条は、「政府は、弁護士が脅迫、妨害、困惑あるいは不当な干渉を受けることなく、その専門的職務をすべて果たしうること、自国内及び国外において、自由に移動し、依頼者と相談しうること、確立された職務上の義務、基準、倫理に則った行為について、弁護士が、起訴、あるいは行政的、経済的その他の制裁を受けたり、そのような脅威にさらされないことを保障するものとする。」とし、そして18条は「弁護士が、その職務を果たしたことにより、弁護士の安全が脅かされる場合には、弁護士は、当局により十分に保護されるものとする。」と定めています。

当会は、今回の度重なる脅迫行為に対して強く非難と抗議をし、広く市民の皆さんと、憲法と国連の基本原則に則って、弁護活動に対するこのような妨害や脅迫が、被告人が弁護人の援助を受ける権利の否定であり、民主主義への挑戦でもあることについての理解を共有していくとともに、弁護活動の自由の保障を確保するために、全力を尽くす決意であることを表明します。

2007年7月12日
東京弁護士会会長 下河邊和彦